

令和5年度第2回 大津市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会

■日時 令和5年7月10日（月）13時30分～15時30分

■場所 大津市役所 本館4階 第3委員会室

■参加者 委員：7名（欠席3名）、事務局7名、傍聴者：2名

■議題 （1）次期おおつ障害者プランの策定について
（2）その他

1 開会

2 議題

（1）次期おおつ障害者プランの策定について

①障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量と実績（R4）

<事務局>

事務局から説明

<委員>

相談支援で支援員を増やすという説明だったが、事業所数は増えていないのでは。事業所を増やさず支援員だけが増えるということが実際にできるのだろうかと思った。移動支援については、コロナで少し減ってはいるが、令和3年で回復している。今後も必要だと思う。放課後等デイサービスが増えている。日中一時支援も今後は絶対に増えてくることになると思う。

<事務局>

委員ご指摘のコロナ禍での落ち込みや社会資源の不足により利用がしたくてもできないという状況があるということも勘案する必要があるというのはその通り。コロナが5類になった後、どのように回復していき、その後の伸びをどう見ていくのかというのはご指摘の通り、次期に向けて単純に3年間の伸び率だけを見るのではなく、そういった側面も勘案したうえで目標値を考えていきたい。

また、移動支援については、一旦落ち込んだけれどコロナ禍でも伸びているという指摘の通り、今後も増やす必要があると考え、こちらもそういった傾向を分析して必要な伸び率を設けていく方向で考えていきたい。

日中一時支援も、コロナで一旦落ちたという話は先ほどの通り、コロナからの回復を見込むということも勘案して来年度以降の目標値の設定に活かしていきたい。

相談支援について、計画相談支援事業所は障害児の相談支援事業を行っていただくことも含め、合計で今20か所になっている。令和2年度から今までに新しくできた相談支援事業所が6か所ある。既存の事業所で2人目、3人目として相談支援専門員を増やしていただいているところもたくさんある。

なお、基幹相談支援センターも4か所の事業所で面的整備という形で今年から設置した。

<委員>

相談支援については現状、3年前には1,000件以上あったところが900件ぐらいになっているというところで、若干改善している。ただ、今の件数でよいのかと言われたら、セルフプランはもちろんあってよい話だが、全体の3割なのか2割なのか、適正なところまでになるような全体の相談支援の状況をつくっていくのはこれからだと思う。協力しながら進めていければと思う。

<委員>

大津の北部のほうで放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうかの実態を教えてください。

<事務局>

子どもの絶対数という意味では多いのは中南部。しかし、北部に放課後等デイサービスの利用ニーズのある方がいないかと言うと、中南部ほど数は多くはないが、一定のニーズはある。市内の子どもの偏在からいくと、その割合に沿った開所の状況になっているというのがある。

②おおつ障害者プラン改訂のためのアンケート調査結果報告

<事務局>

事務局から説明

<委員>

相談支援事業所は、親や本人が相談するだけではなく、事業所も相談している。そういう機能も持っているのか。

<委員>

サービス調整という考え方。相談支援事業所や各事業所が集まってサービス調整するというのが今の自立支援体制。事業所と相談支援事業所、利用者（保護者）というのは三角形の形で、常に情報を共有している。そういった意味で、直接、相談支援事業所と事業所がやり取りをして、利用者のことを検討するという機会もある。

<事務局>

例えばコロナ禍に事業所で感染が発生したから閉じようと思うが大丈夫かといったことを、家庭状況も含めていろいろな他のサービス事業所との関わりも知っておられる相談支援事業所に相談されるというようなことはよくあった。サービスの調整であったり、支援の必要性といったことを事業所が相談するという意味でも、相談支援事業所の役割は非常に大きい。

<委員>

障害者福祉のサービスの項目によっては「今後も利用しない」という人が半分いるようなものもある。800人の方が答えられて、半数が「今後も利用しない」項目は、サービスが該当しないということか。

<事務局>

対象となる方が少ないサービスもたくさんある。ある程度重度で限られた方が対象となるようなサービスもあり、関係ない人は「今後も利用しない」という回答になる。

③障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量推計案

<事務局>

事務局から説明

<委員>

1つはコロナについて、1つは移動支援と行動援護など枠組みが変わったものがあり、そういった点を勘案してもう一度丁寧に（目標値を）見直すということで理解させてもらってよいか。

<事務局>

そのとおり。

④大津市障害者計画の体系・骨子案

<事務局>

事務局から説明

<委員>

1-1「差別の解消と合理的配慮の提供の促進」で「合理的配慮の提供の促進」というよりは、せめて「合理的配慮の促進」くらいにしてほしい。

「福祉のまちづくりの推進」で、3-2の（2）「防災対策の推進」について、防災と福祉の連携といった文言を挙げておかないと足りないのではないかな。

4-3で、医療ケア児については非常に多くなるので、それについて文言が必要なのではないかな。

6-1「障害福祉サービス等の充実」で、6-1と6-2をどのように整理して考えていったらよいか教えて欲しい。

6-3で、ヤングケアラーに対する支援というのも大事だが、今介護者の高齢化が非常に私の近辺では問題になってきている。ヤングケアラーが入るのであれば、高齢介護者のほうも挙げておかないといけないと思う。

<事務局>

今回お示したのは骨子なので、例えば合理的配慮のことであれば、ご指摘の通りそういった考え方を意識していきたい。

防災のところでも、危機・防災課や福祉・健康保険の部局全体のいろいろな課と連携して取り組むことを明文化できればと思う。

医療的ケア児のことも、そういった子どもが増えているという認識は、事務局も持っているので、そういった方向で具体化していければと思う。

6-1、6-2については、障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標に挙がっている事業とリンクするものが多くある。対応する福祉計画で数値目標にも反映していく形で6番のところは考えさせていただく。

家族支援についても委員と同じ認識。8050問題であるとか、親なき後どうするのかという介護者の高齢化の問題が大きな課題としてあるということは、共通の認識だと思っている。加えてヤングケアラーに対する支援を明文化する。

<委員>

「一人ひとりが尊重され誰もが心豊かに暮らせる共生のまち」ということで、これがみんなの心の中にあれらばと思う。「障害のある人への市民の理解を深める」という部分で、学校での福祉教育をもっと行うとあるが、小さい時からが大事だと思う。若い方でもエレベーターのボタンを押してくださったりする方もいる。大人であろうが子どもであろうが、ちょっとした親切をお互い心がけていけるようになったらよいと思う。子どもの小さい時からそのような心が芽生えるような世の中になればよいと感じた。

<委員>

プランのスローガンにあるようなまちになっていくことに繋がっていくような内容にできればよいと考える。

<会長>

これで終了する。